# 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

## 【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なリサイクルを行 うことを約束した者(リサイクルをしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措 置を講じる制度。

## 【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬 が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

#### 【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項 等

## 製造業者(メーカー)の責務

- 設計、部品、原材料の工夫により 再資源化費用低減
- 再資源化により得られた物の利用

## 小売業者の責務

消費者の適正な排出を 確保するために協力

#### 国の責務

- ・必要な資金の確保
- 情報収集、研究開発の推進
- •教育、広報活動



消費者の責務

•分別して排出

自治体

回収

回収ボックス

or 資源ゴミの新区分 or ピックアップ

回収 静脈物流

集積所

引渡

引渡



中間処理施設

中間処理

金属製錬

金属回収

## 市町村の責務

- ・分別して収集
- 認定事業者への引渡し

※各市町村の特性に合わせて回収 方法を選択

## 認定事業者

- 再資源化のための事業を行おうとする 者は、再資源化事業の実施に関する計 画を作成し、主務大臣の認定を受ける ことが出来る。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者 又はその委託を受けた者が使用済小 型電子機器等の再資源化に必要な行 為を行うときは、市町村長等の廃棄物 処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村か ら分別して収集した使用済小型電子機 器等の引取りを求められたときは、正当 な理由がある場合を除き引き取らなけ ればならない。

## 認定申請

•再資源化事業計 画の認定

玉

•再資源化事業計 画の認定を受け た者に対する指 導・助言、報告徵 収、立入検査

認定の取消し





認定、

指導·助言等